

宅地建物取引主任者資格試験の 制度改正について

試験部

昨年四月の宅地建物取引業法の改正公布により、宅地建物取引主任者資格試験制度の一部が改正され、本年四月一日から施行されることになりました。

改正の概要をご紹介します。

一 受験資格の廃止

従前、この試験の受験に当たっては、高校卒又は宅地建物取引業の実務経験二年以上等一定の資格が問われ、受験申込みの際し、それらの資格を証する書面の提出が必要とされていましたが、今回の改正で受験資格が廃止され、年齢・学歴等を問わず誰でも受験することができるようになり、従って受験申込みの際し、資格を証する書面の提出が不要となりました。

この資格廃止の理由としては、国民の高校卒の割合が非常に多く、そのため受験資格を

設ける今日的意義がなくなったとのこととされていますが、いずれにしても、資格証明書が不要となったことは、受験申込みの手続きの軽減が図れる結果ともなっています。

二 試験の一部免除

今回、新たに、一定の条件を満たす者に試験の一部を免除するという制度が創設されました。ただ、諸般の事情から実際の実施は平成九年度の試験以降と考えられます。

現時点での概要をご紹介します。

- (1) 建設大臣が指定する公益法人の行う講習（指定講習）を受講し、その修了試験に合格することが前提です。

- (2) 講習を受講できる対象者は、宅地建物取引業に従事している者となります。

- (3) 講習の修了試験に合格した者は、その後三年以内に行われる試験について、その一

部が免除されます。

- (4) 免除される試験の出題分野は、宅地建物取引業法施行規則第八条の一号及び五号に該当する部分です。

三 本年度の試験実施日程

なお、本年度の試験実施日程は次のとおりとなっています。

◎ 試験案内配布

七月八日（月）から八月二日（金）まで

◎ 受験申込受付

七月二十九日（月）から八月二日（金）までの五日間

◎ 試験日

十月二十日（日）午後一時から三時まで

◎ 合格発表

十二月四日（水）